

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

令和2年1月10日

関東地方整備局 荒川上流河川事務所
事務所長 藤本 雄介

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

1. 当該招請の主旨

本件は、荒川上流河川事務所の既設の揚排水ポンプ設備及び遠隔監視操作制御設備（以下「当該設備」という。）の修繕工事に関する公示である。

対象となる修繕工事は、設備の機能・性能に影響を及ぼす「分解整備や設備更新等の修繕工事」とする。修繕工事とは、設備の「機能・性能」を「維持・回復（復旧）」させるために行う工事であり、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で不具合が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものであり、単に部品交換を行うだけのものではない。

当該設備はその機能を発揮するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき設計・開発・製作・据付したもので、修繕工事を行う際には高度で高い信頼性が求められるとともに、関連する各設備との調整を図りつつ工事を行わなければならない、当該設備に関する高い技術力が必要不可欠である。

よって、当該設備を修繕する必要が生じた際は、当該設備の工事に必要な技術を有している法人等（以下「特定の法人等」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定の法人等以外の者で下記の応募要件を満たし、当該設備の修繕工事を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するのである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人等を修繕工事受注予定者とする。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式で修繕工事受注予定者を決定する。

また、当事務所は当該設備に修繕の必要性が生じたときのみ、本公示の手続きによって特定された修繕工事受注予定者と修繕工事に関する工事契約を結ぶこととし、修繕の必要

性が生じなかった場合は契約手続きを行わないこととする。ただし、本公示による手続き後に当事務所が修繕工事を依頼できる期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

2. 施工概要

- (1) 件名 R2 荒川上流河川事務所機械設備修繕
- (2) 対象設備 別紙「説明書」参照
- (3) 施工内容 荒川上流河川事務所の既設の揚排水ポンプ設備及び遠隔監視操作制御設備について、別途修繕工事の契約手続きを行った際、当該設備の修繕工事を行うこと。

修繕工事の施工に際しては、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で不具合が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を行うこととする。

3. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 設備毎に必要な要件及び以下の競争参加資格を有すること（詳細は別紙「説明書」参照）。

関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち機械設備工事に認定されている者であること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。

③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥ 説明書の交付を直接受けた者であること。

⑦参加意思確認書を提出しようとする者との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であって i から iv までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている
場合

2) 技術力に関する要件

- ①設備毎に検査・試験等に関する自らの体制を証明できること。
- ②発注者からの修繕に関する問い合わせに対応できる体制が整っていること。

3) 実績に関する要件（揚排水ポンプ設備）

設備毎に、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した同種・同規模の揚排水ポンプ設備を「自ら製作・据付」した実績を有すること（別紙「応募要件付表」参照）。

なお、「自ら製作・据付」とは、ポンプ設備全体のシステム設計を行い、主要機器である主ポンプ設備を現地に据付し、試運転までを実施した場合とする。

4) 実績に関する要件（遠隔監視操作制御設備）

設備毎に、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した同種・同規模の遠隔監視操作制御設備を「自ら製作・据付」した実績を有すること（別紙「応募要件付表」参照）。

なお、「自ら製作・据付」とは、遠隔監視操作制御設備全体のシステム設計、現地据付、試運転までを実施した場合とする。

5) 工事施工体制について

本手続きにおいては、対象となる修繕工事の内容が事前に確定しているものではないことから、配置予定技術者を応募要件に設定しないが、本手続きによる修繕工事の契約時には揚排水ポンプ設備又は遠隔監視操作制御設備に関する知識を有し、新設又は修繕工事に携わった経験を有する監理（主任）技術者を配置するものとする。

4. 手続等

(1) 担当部局

1) 契約関係

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町3-12

荒川上流河川事務所経理課契約係

電話 049-246-6372

FAX 049-242-1883

2) 技術関係

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町3-12

荒川上流河川事務所施設管理課施設管理係

電話 049-256-7324

FAX 049-256-7434

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 説明書を上記(1)1)の問い合わせ先で交付する。
交付期間は令和2年1月10日から令和2年1月30日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、9時15分から17時00分まで（最終日は16時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。
- 2) 希望者には、記録媒体（CD-R等、USBは不可）を上記(1)1)に持参することにより電子データを交付するので、予め上記(1)1)の問い合わせ先に申し出ること。また、郵送による場合には、予め上記(1)1)の問い合わせ先に連絡し、上記(1)1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、担当者の連絡先が分かるものを同封し郵送すること。
- (3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法
提出期限：令和2年1月30日（木）16時00分
提出場所：上記(1)1)に同じ。
提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくはFAX（着信を確認すること）による。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限は次のとおり。
令和2年2月17日（月） 17時15分
- (4) 3. (1) 1)②に掲げる競争参加資格の認定を受けていない場合も4. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 本公示に対する応募の単位は、別紙「対象設備一覧表」の設備毎とし、一つの参加意思確認書で複数の設備の修繕希望を応募することはできない。
- (6) 詳細は説明書による。

対象設備一覧表(通殿川排水機場)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
1	監視操作制御設備	機場集中監視操作盤	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
		機側操作盤類	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
		補助継電器盤類	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
		コントロールセンタ類	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
		系統機器盤類	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
		計装設備(水位計・流量計)	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	盤類含む
		入出力装置盤類	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
		故障診断装置	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
		運転支援装置類	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	端末・盤・サーハ ^ブ
2	主ポンプ設備	立軸斜流ポンプ	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	弁・配管類含む
3	主原動機	4サイクルディーゼル機関	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
4	動力伝達装置	直交軸歯車減速機	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
5	燃料系統機器設備	燃料貯油槽	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
		燃料小出槽	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
		燃料移送ポンプ	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
6	冷却水系統機器設備	冷却装置(吐出槽クーラ)	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	1・2号ポンプ
		膨張タンク	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	1・2号ポンプ
		ラジエータ	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	3号ポンプ
7	始動系統機器設備	空気圧縮機	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
		始動空気槽	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
8	潤滑油系統機器設備	潤滑油ポンプ	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
9	自家発電設備	発電器盤	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
		常用発電機	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	原動機含む
10	受変電設備	配電盤類	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
		受電盤	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
11	直流電源設備	直流電源盤	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
		蓄電池	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
12	無停電電源設備	無停電電源装置	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	
		蓄電池	通殿川排水機場	(株)電業社機械製作所	

対象設備一覧表(川島排水機場)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
1	監視操作制御設備	中央監視操作盤類	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		機側操作盤類	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		補助継電器盤類	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		コントロールセンタ類	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		系統機器盤類	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		計装設備(水位計・流量計)	川島排水機場	クボタ機工(株)	盤類含む
		補機盤類	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		インターフェース盤	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		運転支援装置類	川島排水機場	クボタ機工(株)	端末・盤・サーバ
2	主ポンプ設備	立軸斜流ポンプ	川島排水機場	クボタ機工(株)	弁・配管類含む
3	主原動機	4サイクルディーゼル機関	川島排水機場	クボタ機工(株)	
4	動力伝達装置	流体継手内蔵複合減速機	川島排水機場	クボタ機工(株)	
5	燃料系統機器設備	燃料貯油槽	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		燃料小出槽	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		燃料移送ポンプ	川島排水機場	クボタ機工(株)	
6	冷却水系統機器設備	冷却装置(管内クーラ)	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		冷却水ポンプ	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		膨張タンク	川島排水機場	クボタ機工(株)	
7	始動系統機器設備	空気圧縮機	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		始動空気槽	川島排水機場	クボタ機工(株)	
8	潤滑油系統機器設備	潤滑油ポンプ	川島排水機場	クボタ機工(株)	
9	自家発電設備	発電器盤	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		常用発電機	川島排水機場	クボタ機工(株)	原動機含む
10	受変電設備	照明・動力引込盤	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		変換器盤類	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		電源分電盤	川島排水機場	クボタ機工(株)	
11	直流電源設備	直流電源盤	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		蓄電池	川島排水機場	クボタ機工(株)	
12	無停電電源設備	無停電電源装置	川島排水機場	クボタ機工(株)	
		蓄電池	川島排水機場	クボタ機工(株)	

対象設備一覧表(南畑排水機場)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
1	監視操作制御設備	監視操作盤類	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		データ処理盤	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		機側操作盤類	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		補助継電器盤類	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		コントロールセンタ類	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		系統機器盤類	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		入出力中継盤	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		計装設備(水位計・流量計)	南畑排水機場	(株)荏原製作所	盤類含む
		運転支援装置類	南畑排水機場	(株)荏原製作所	端末・盤・サーハ
2	主ポンプ設備	立軸渦巻洞斜流ポンプ	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
3	主原動機	4サイクルディーゼル機関	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
4	動力伝達装置	直交軸二段減速流体継手付	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
5	燃料系統機器設備	燃料貯油槽	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		燃料小出槽	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		燃料移送ポンプ	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
6	冷却水系統機器設備	冷却装置(吐出槽クーラ)	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		冷却水ポンプ	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		高架水槽	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		ラジエータ	南畑排水機場	(株)荏原製作所	自家発
7	始動系統機器設備	空気圧縮機	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		始動空気槽	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
8	潤滑油系統機器設備	潤滑油ポンプ	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		サブタンク(潤滑油)	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		潤滑油貯油槽	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
9	自家発電設備	発電器盤	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		常用発電機	南畑排水機場	(株)荏原製作所	原動機含む
10	受変電設備	配電盤、受電盤類	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
11	直流電源設備	直流電源盤	南畑排水機場	(株)荏原製作所	
		蓄電池	南畑排水機場	(株)荏原製作所	

別紙

対象設備一覧表(内間木排水ポンプ場)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
1	監視操作制御設備	機側操作盤類	内間木排水ポンプ場	クボタ機工(株)	
		計装設備(水位計・流量計)	内間木排水ポンプ場	クボタ機工(株)	盤類含む
2	主ポンプ設備	立軸斜流ポンプ	内間木排水ポンプ場	クボタ機工(株)	
3	主原動機	電動機	内間木排水ポンプ場	クボタ機工(株)	

対象設備一覧表(荒川貯水池機場)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
1	監視操作制御設備	監視操作盤類	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
		機側操作盤類	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
		補助継電器盤類	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
		コントロールセンタ類	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
		インバータ盤類	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
		コンデンサ盤類	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
		計装設備(水位計・流量計)	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	盤類含む
2	主ポンプ設備	立軸斜流ポンプ	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
3	主原動機	電動機	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
		電動機(可変速)	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
4	自家発電設備	発電器盤	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
		常用発電機	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	原動機含む
5	受変電設備	配電盤	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
		変圧器盤類	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
6	直流電源設備	直流電源盤	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
		蓄電池	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
7	無停電電源設備	無停電電源盤	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	
		蓄電池	荒川貯水池機場	(株)荏原製作所	

対象設備一覧表(浄化機場)

No.	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者	備考
1	監視操作制御設備	監視操作盤類	浄化機場	(株)荏原製作所	
		機側操作盤類	浄化機場	(株)荏原製作所	
		補助継電器盤類	浄化機場	(株)荏原製作所	
		コントロールセンタ類	浄化機場	(株)荏原製作所	
		インバータ盤類	浄化機場	(株)荏原製作所	
		コンデンサ盤類	浄化機場	(株)荏原製作所	
		入出力盤類	浄化機場	(株)荏原製作所	
		整流器盤	浄化機場	(株)荏原製作所	
		中継端子盤	浄化機場	(株)荏原製作所	
		計装設備(水位計・流量計)	浄化機場	(株)荏原製作所	盤類含む
2	主ポンプ設備	水中渦巻斜流ポンプ	浄化機場	(株)荏原製作所	
3	自家発電設備	発電器盤	浄化機場	(株)荏原製作所	
		常用発電機	浄化機場	(株)荏原製作所	原動機含む
4	受変電設備	引込盤、受電盤、分電盤類	浄化機場	(株)荏原製作所	
		変圧器盤	浄化機場	(株)荏原製作所	
5	直流電源設備	蓄電池盤	浄化機場	(株)荏原製作所	
		蓄電池	浄化機場	(株)荏原製作所	
6	曝気設備	ブロウ	浄化機場	(株)荏原製作所	
		電動機	浄化機場	(株)荏原製作所	

対象設備一覧表(遠隔監視操作制御設備)

No.	設置場所	機器名等	規格等	設備施工者	備考
1	荒川上流事務所	遠方操作卓(災害対策室)	監視操作用パソコン1	(株)荏原製作所	
		遠方操作卓(災害対策室)	監視操作用パソコン2	(株)荏原製作所	
		遠方操作卓(災害対策室)	監視操作用パソコン3	(株)荏原製作所	
		施設管理課	表示用パソコン(施設管理課端末)	(株)荏原製作所	
		管理サーバラック(無線室)	運用管理サーバ1	(株)荏原製作所	
			運用管理サーバ2	(株)荏原製作所	
		管理サーバ装置(無線室)	補助処理サーバ	(株)荏原製作所	
			光型樋管サーバ1	(株)荏原製作所	
			光型樋管サーバ2	(株)荏原製作所	
			外部配信向けサーバ類	(株)荏原製作所	
			PLC	(株)荏原製作所	
		CCTV(無線室)	遠隔監視カメラ制御サーバ	(株)荏原製作所	
		無停電電源装置1	UPS(10KVA)	(株)荏原製作所	
無停電電源装置2	UPS(5KVA)	(株)荏原製作所			
2	通殿川排水機場	遠隔操作端末装置	管理設備	(株)荏原製作所	
		無停電電源装置		(株)荏原製作所	
3	川島排水機場	遠隔操作端末装置	子局	(株)荏原製作所	
		遠隔監視操作設備	サブセンター	(株)荏原製作所	
		遠隔サーバ盤		(株)荏原製作所	
		無停電電源装置		(株)荏原製作所	
4	南畑排水機場	遠隔操作端末装置	子局	(株)荏原製作所	
		無停電電源装置		(株)荏原製作所	
		CCTV操作卓		(株)荏原製作所	
5	荒川貯水池機場	遠隔監視操作設備	管理設備	(株)荏原製作所	
6	浄化機場	遠隔監視操作設備	管理設備	(株)荏原製作所	
7	熊谷出張所	監視操作端末装置	表示用パソコン	(株)荏原製作所	
		無停電電源装置	UPS(1KVA)	(株)荏原製作所	
8	入間川出張所	監視操作端末装置	表示用パソコン	(株)荏原製作所	
		無停電電源装置	UPS(1KVA)	(株)荏原製作所	
9	越辺川出張所	監視操作端末装置	表示用パソコン	(株)荏原製作所	
		無停電電源装置	UPS(1KVA)	(株)荏原製作所	
10	西浦和出張所	監視操作端末装置	表示用パソコン	(株)荏原製作所	
11	管理所 (荒川第一調節池)	データサーバ盤1	データ処理サーバ(A系)	(株)荏原製作所	
			データベースサーバ	(株)荏原製作所	
		データサーバ盤2	遠方用サーバ	(株)荏原製作所	
			データ処理サーバ(B系)	(株)荏原製作所	
			河川情報用ゲートウェイ	(株)荏原製作所	
		操作卓	A系表示端末1	(株)荏原製作所	
A系表示端末2	(株)荏原製作所				
B系表示端末	(株)荏原製作所				
12	管理所 (流水改善水路)	自動制御盤	データ処理サーバ、PLC	(株)荏原製作所	
		入出力中継盤	PLC	(株)荏原製作所	
		無停電電源装置	UPS(7.5KVA)	(株)荏原製作所	

別紙

応募要件付表

No.	設備名称	応募要件		備考
		1) 基本的要件	3) 実績に関する要件	
		②ア. (※1)	施工実績(企業)	
		機械設備工事	同種・同規模の施工実績(経験)(※2)	
1	監視操作制御設備	○	○	
2	主ポンプ設備	○	○	
3	主原動機	○	○	
4	動力伝達装置	○	○	
5	燃料系統機器設備	○	○	
6	冷却水系統機器設備	○	○	
7	始動系統機器設備	○	○	
8	潤滑油系統機器設備	○	○	
9	自家発電設備	○	○	
10	変電設備	○	○	
11	直流電源設備	○	○	
12	無停電電源設備	○	○	
13	曝気設備	○	○	
14	遠隔監視操作制御設備	○	○	

※1: 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)一般競争(指名競争)入札参加資格

※2: 下記に参加を希望する設備毎の「同種・同規模」を定める

同種・同規模の定義

No.	揚排水機場名称	同種	同規模	備考
1	通殿川排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が立軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が5m ³ /秒以上であること。	
2	川島排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が立軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が10m ³ /秒以上であること。	
3	南畑排水機場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が立軸渦巻斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が30m ³ /秒以上であること。	
4	内間木排水ポンプ場	河川における内水排除を目的とした排水機場で、主ポンプ形式が立軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が1m ³ /秒以上であること。	
5	荒川貯水池機場	河川における揚水を目的とした揚水機場で、主ポンプ形式が立軸斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が3.3m ³ /秒以上であること。	
6	浄化機場	河川における浄化を目的とした揚水機場で、主ポンプ形式が水中渦巻斜流式であること。	主ポンプ1台当たりの吐出量が1m ³ /秒以上であること。	
7	遠隔監視操作制御設備	治水及び利水を目的としたポンプ設備及びゲート設備における遠隔監視操作制御設備であること。	揚排水機場5箇所以上及び水門等(堰・樋門・樋管含む)51箇所以上であること。	